

令和2年4月28日

第 4 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：令和2年4月28日（火） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

- 議案第 16 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 17 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 18 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 19 号 農地法第5条の規定による許可の取消願いについて
- 議案第 20 号 非農地証明申請について
- 議案第 21 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について
- 議案第 22 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

### 報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

### その他

1. 令和2年度呉市農業委員会年間スケジュール

### 出席委員

1 番 生田 政行	2 番 横段 登	5 番 水場 守信	6 番 向井 幸弘
7 番 林 武彦	8 番 亀山 博司	9 番 今井 満	10 番 上田 勝則
11 番 長迫 秀	12 番 本末 満	14 番 大道 正孝	15 番 秋光 貴志
16 番 土井 光弘	18 番 石田 尚則	19 番 北村 正次	

### 欠席委員

3 番 池田 勝憲	4 番 倉本 寛	13 番 灰原 松二
-----------	----------	------------

### 事務局

住谷事務局長 須賀課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和2年第4回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、11番 長迫委員、12番 本末委員を指名します。

なお、本日の欠席通知は、3番 池田委員、4番 倉本委員、13番 灰原委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書、資料1「令和2年度呉市農業委員会年間スケジュール」を送付しています。また、本日配布した資料は、「令和2年度農林水産課事業計画書」、「令和元年度地域緑化活動の紹介をクリップ止めた緑の募金のパンフレット」、「令和2年度農林土木課事業計画書」、「全国農業図書」のパンフレット、「農地中間管理事業活用事例集」及び「JAくれだより第71号」を配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、音戸町田原1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は101㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、申請地は現在休耕中でもあり、譲受人の要望に合わせるため、譲受人に所有権を移転、譲受人は、申請地を買い取り、経営規模を拡大するものです。営農計画につきましては、イチジクを作付けする予定です。経営面積につきましては、現在の耕作面積だけで11アールありますので、下限面積10アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員：6番 向井です。申請地は、現在休耕中ですが、これからイチジクを植えるということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町大字中畑字市原〇〇〇〇番〇、外5筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,800.04㎡の農振農用区域内の農地です。申請の事由は、譲渡人は豪雨災害で被害を受け、農業経営の規模を縮小するため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。営農計画は、水稻及び野菜を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで169アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地は、一昨年の豪雨災害の被害に遭い、譲渡人が規模を縮小するところを地元の方が譲り受けて耕作するという事です。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、下蒲刈町下島字田之尻〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,078㎡の農振農用区域内の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、病気で耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。営農計画につきましては、柑橘を作付けする予定です。経営面積につきましては、自作地だけで約65アールありますので、下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。譲渡人は体調が悪いため、弟が譲り受けて耕作するという事です。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、仁方中筋町〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は528㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するものです。規模等は、駐車場8区画を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。申請地は、既に駐車場として利用されており、事後承認の申請ということで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、吉浦町字五斗木〇〇〇〇番〇、地目は田、面積はで1,290㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、残土20㎡の資材置場及び駐車場3区画を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。申請地は、雑草が生えている状態ですが、業者が必要としているということで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、仁方中筋町〇〇〇〇番〇，地目は田，面積は340㎡の第2種農地です。転用の目的は、建売住宅及び駐車場として利用するため，所有権を移転するものです。規模等は，住宅1棟を建築及び駐車場3区画を整備する計画です。関係法令については，「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。住宅を建てるということで，やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は，苗代町字重役〇〇〇〇番〇，地目は田，面積は242㎡の第2種農地です。転用の目的は，資材置場として利用するため，使用貸借による権利を設定するものです。規模等は，タン管15㎡，砂利12㎡，重機3台，ダンプ2台，車両3台，土砂50㎡の資材置場を整備する計画です。関係法令については，「宅地造成等規制法」による許可が必要となり，担当部局に申請済みで，「都市計画法」による開発許可は不要です。本件については，「宅地造成等規制法」による許可にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。資材置場にするとということでやむをえないとお願いします。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可意見と決定し、「宅地造成等規制法」の許可に合わせ許可すると決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は340㎡の第2種農地です。転用の目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、住宅1棟及び駐車場2区画分を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地は、安浦駅北側の区画整理をしたところで、周囲は住宅地で、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町内海北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は85㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、駐車場3区画分を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地の右側が譲受人の自宅で、現在駐車場がないため、申請地を取得し、駐車場として利用するというので、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番と7番は、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町大字女子畑字岡泓〇〇〇番、外1筆、地目は田、面積は合計で681㎡です。7番の申請地は、安浦町大字女子畑字楠木〇〇〇〇番、外3筆、地目は田、面積は合計で1,675㎡です。6番と7番を合わせますと、2,356㎡で、全て農振農用区域内の農地です。転用の目的は、太陽光発電設備用地として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、6番の申請地は、太陽光パネル160枚、発電容量27.5kwを設置する計画です。7番の申請地は、太陽光パネル288枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。関係法令については、電気事業者による「改正 再エネ特措法」に基づく、再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請済みで、中国電力との電力受給契約についても、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「電力受給契約」が成立する予定です。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。また、農振農用区域の指定除外については、2月の農業委員会総会にて協議済みで、令和2年5月中旬以降に公告される見込みで、公告日に合わせて、同日許可する予定です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。6番、7番ともに、排水計画が適正であり、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、6番と7番は、農振農用区域の除外の公告にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、6番と7番は、除外の公告にあわせ許可すると決定します。

議 長：つぎに、議案第19号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番については、令和2年3月16日付けで、農地法第5条の規定による許可処分の取消願が提出されましたので、審議を求めるものです。これは、平成31年4月の農業委員



会総会において審議され、平成31年4月26日付け農委指令第8号で許可した案件ですが、その後、住宅の建設を中止したため、双方協議の上、許可の取消願いが提出されたものです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり承認と決定します。

議 長：つぎに、議案第20号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、新宮町〇〇番〇、地目は畑、現況は山林、面積は232㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、昭和40年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。申請地は、山林になっており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町大字三津口字古城〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は686㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和50年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地は、竹などが生えて、山林になっており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、豊町大長字野坂〇〇〇〇番、外1筆、地目は畑、現況は原野、面積は合計で1,490㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成17年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするもので、農振農用地区域の指定除外については、2月の農業委員会総会にて協議済みで、令和2年5月中旬以降に公告される見込みで、公告日に合わせて、同日に証明する予定です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：14番 大道です。申請地は、急傾斜地で、周りもすべて耕作放棄されており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：つぎに、議案第21号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があり、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。1番の申請地は、広三芦1丁目〇〇〇〇番ほか4筆、地目は畑、面積は合計で647㎡の第3種農地です。平成25年3月6日に相続により農地を取得したもので、6年目に該当し、現地調査で、畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。一昨年の豪雨災害で被害を受けたということですが、土砂等きれいに除かれていて、主に果樹を植えられていました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：つぎに、議案第22号「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件も、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、この特例の適用を受けて20年が経過するため、呉税務署より特例農地の利用状況について確認の依頼があったものです。1番の調査地は、焼山西3丁目〇〇〇〇番〇ほか5筆、地目は田又は畑、面積は登記地積は2,303㎡ですが、倉庫及び駐車場として使用しているところを除いた2,113.75㎡の第3種農地です。平成12年1月2日に相続により農地を取得したもので、20年目に該当し、現地調査で、田又は畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。現地は、ヒノヒカリや野菜が植えられており、適切に管理されていました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり報告と決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の11から13ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、11ページの農地法第4条の規定による届出が2件、12ページから13ページの農地法第5条の規定による届出が4件、計6件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：その他に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局：令和2年度呉市農業委員会年間スケジュール（資料1）について説明を行う。

議長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議長：なし。

議長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和2年第5回総会は、令和2年5月29日 金曜日 午後2時から  
場所は、呉市役所 7階 751から754号室です。

議長：以上で令和2年第4回呉市農業委員会総会を閉会します。

この後、10分間の休憩を挟んで、「農林水産課、農林土木課の新年度予算説明及び意見交換会」を実施したいと思います。

本日のご審議、ありがとうございました。

（午後2時40分）